

船舶事故調査報告書

平成26年9月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	火災
発生日時	平成25年7月6日 18時30分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市糸満漁港 糸満市所在の第2防波堤（北）の東端に設置された簡易灯標（緑灯）から真方位014°880m付近 （概位 北緯26°08.1′ 東経127°39.6′）
事故調査の経過	平成25年7月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 桂丸、9.7トン ON2-0633（漁船登録番号）、個人所有 12.70m(Lr)×3.20m×1.24m、FRP ディーゼル機関、205.94kW、昭和51年12月28日 第296-15894号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月15日 免許証交付日 平成25年1月15日 （平成30年1月14日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	操舵室が焼損
事故の経過	本船は、糸満漁港に係留し、船長が、主機駆動発電機で蓄電池に充電するため、主機を始動しようとしたが、始動できなかったため、補機を運転して主機及び補機用蓄電池を充電した。 船長は、充電を終えて補機を停止し、機関室から上甲板に出たところ、配線の被覆が燃えているような臭いに気付き、平成25年7月6日18時30分ごろ操舵室右舷側後部に配置された配電盤付近から煙が出ていることを発見した。 船長は、配電盤付近に置いてあった海図に引火したので、船外に放り出し、備付けの消火器を使用して配電盤付近の消火に当たったが消火できず、2本目を使おうとしたとき、付近の船舶から通報を受けた

	<p>消防隊が来援した。</p> <p>本船は、消防隊に消火されたが、操舵室が全焼した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船は、操舵室が全焼したが、特に、操舵室右舷側後部に配置された配電盤付近の焼損が激しかった。</p> <p>本船は、船長が所有して約20年であったが、その間に行われた配線交換の箇所や時期について、明確にできる資料がなかったものの、電気機器及び配線類の絶縁抵抗試験が定期的に行われており、前回は平成25年3月に実施され、異常箇所がなかった。</p> <p>本船は、操舵室後部の蓄電池格納箱に蓄電池が4個備えられ、左舷側2個が補機用、右舷側2個が主機用であり、それぞれ直列に接続され24Vとしていたが、主機用蓄電池の接続ケーブルの配電盤側の端子が溶断していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、糸満漁港に係留中、主機を始動しようとした際、主機用蓄電池の電気配線に過電流が流れたことから、操舵室右舷側後部に配置された配電盤内の主機用蓄電池の電気配線の被覆が発火し、延焼したものと考えられる。</p> <p>本船は、蓄電池の接続ケーブルの端子が溶断していたことから、主機を始動しようとした際、主機始動系統の電気配線に過電流が流れた可能性があると考えられるものの、過電流が流れた要因を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、糸満漁港に係留中、主機を始動しようとした際、主機用蓄電池の電気配線に過電流が流れたため、操舵室右舷側後部に配置された配電盤内の主機用蓄電池の電気配線の被覆が発火し、延焼したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主機が始動できないときは、原因の究明をすること。